

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
27年 第6号	27. 1. 19	<p>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を茨城県において定めることに関する陳情</p> <p>【陳情趣旨】 まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）第8条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成26年12月27日に閣議決定されたところである。 この動きに呼応して、茨城県においては、知事を本部長とする「茨城県まち・ひと・しごと創生本部」が平成27年1月6日に設置されたところである。 そこで、下記事項を茨城県政に反映されたく陳情するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を茨城県として早急に策定されたい。 2 茨城県における創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと地方創生総合戦略（以下「茨城総合戦略」という）の策定にあたっては、「しごと」が地方への新たな「ひと」の流れを生み出し「まち」に活力を取り戻すとの観点から、「しごとの創生」を特に重視されたい。 3 そのうえで、茨城総合戦略における具体的施策又はその基本的方向として、次の項目を盛り込まれたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 県内農商工業者が自らの経営の向上及び安定を堅実なものとすることを促進するため、明確なビジョンに基づいたビジネスプラン経営に取り組むことを県内農商工業者に対し積極的に奨励すること ② 県内農商工業者における経営向上のための自主的な取り組みを誘引するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条に規定する経営革新計画の承認制度の活用を強力に推進すること ③ 県内における創業及び第二創業を推進するため、いばらき産業大県創造基金事業等の補助制度を拡充すること 	個人	総務企画

		<p>④茨城県への企業誘致を促進するため、新たな補助制度を創設すること</p> <p>⑤農業の成長産業化に向けた国家的な取り組みの旗艦的役割を茨城県が担う一環として、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条に規定する総合化計画の認定制度など国や市町村による公的支援策を積極的に活用するよう、県内農業者に推奨すること</p> <p>⑥事業性評価を重視した融資が円滑に実行されるよう、茨城県域を事業拠点とする金融機関と連携して、持続可能性・成長可能性・実現可能性のある事業計画の作成に取り組む県内農商工業者に対し必要な助言をすること</p> <p>4 茨城総合戦略を策定した後は、速やかにこれを実施してその成果を県民に示されたい。</p>		
--	--	---	--	--